【様式Ｄ】

京都市聚楽保育所の民間移管及び京都市じゅらく児童館の事業委託の申請用

水道料金・下水道使用料納付証明書の請求について

京都市聚楽保育所の民間移管及び京都市じゅらく児童館の事業委託の申請には，本市の水道料金・下水道使用料に係る納付証明書（以下「納付証明書」といいます。）の提出が必要です。

納付証明書の請求については下記をお読みいただき，別紙の「水道料金・下水道使用料納付証明請求書（以下「納付証明請求書」といいます。様式Ｄ）に必要事項を記入し，証明手数料（１件３５０円）をお持ちのうえ，納付証明書の発行窓口で請求してください（郵送では受付できません。）。

１　納付証明書の提出が必要となる者

　　**京都市に水道の使用者名義を有する者**（管理者申請をする者が法人の場合にあっては法人名義のもの，個人の場合にあっては代表者名義のもの）

　　なお，管理者申請をする者が，京都市内に，事務所又は事業所等（以下「事務所等」といいます。）を有しない場合や，テナント・ビル，マンション等に設置されているため，直接に水道の使用者名義のある事務所等を有しない場合（家主に支払う賃借料（共益費）に水道料金等が含まれている場合など）には，納付証明書の提出は必要がありません。

２　対象になる事務所，事業所等

　　**京都市内に所在する事務所等で，水道の使用者名義が申請対象になっているもの**

　　なお，京都市内に複数の事務所等を有する場合は，すべての事務所等について納付証明書の提出が必要になります。ただし，工事現場等における臨時栓については，対象になりません。

３　証明請求書の記入に際しての注意事項

　⑴　「あて先」の欄には，請求する営業所名（所管地域の営業所名）を記入してください。

　　　注　営業所の所管地域については，裏面をご覧ください。

⑵　「請求者」の欄には，請求者の所在地，名称及び代表社名（個人の場合にあっては，住所及び氏名）を記入のうえ，押印してください。

⑶　「検針区」，「使用者コード」，「水栓番号」及び「使用者名」の欄には，水道使用水量のお知らせに記載されている内容を正確に記入してください。

４　納付証明書の請求先

　　**当該事務所等を所管地域とする営業所**（「京都上下水道局営業所等一覧」参照）

　　納付証明書の請求先が複数の営業所におよぶ場合は，上下水道局お客さま窓口サービスコーナーで一括して納付証明書の請求をすることができますが，納付証明請求書は担当営業所ごとに作成してください。

なお，請求日当日に発行できないため，後日受取りに行っていただくことになりますので御了承ください。

５　その他

　⑴　受付期間の後半は，窓口が混雑することがありますので，お早めに請求してください。

　⑵　納付証明請求書の用紙が２通以上必要となる場合は，コピーして使用してください。

京都市上下水道局営業所等一覧

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 担当地域 | 検針区の１桁目 | 営業所名 | 所在地 | 電話番号 |
| 東山区，山科区，伏見区（醍醐支所管内） | １ | 東部営業所 | 山科区椥辻西浦町1-11八反畑バス停西入 | 592-3058 |
| 北区，上京区，中京区，左京区 | ２３５ | 北部営業所 | 左京区高野竹屋町4-1川端通北大路東入ル上ル | 722-7700 |
| 右京区，西京区 | ４０ | 西部営業所 | 右京区太秦安井一町田町14 | 841-9184 |
| 下京区，南区，伏見区（醍醐・石田・小栗栖・日野を除く） | ６７８ | 南部営業所 | 伏見区鷹匠町33 | 605-2011 |

○　納付証明書の請求先が複数の営業所におよぶ場合は，下記の上下水道局お客さま窓口サービスコー

ナーで一括して納付証明書の請求をすることができますが，納付証明請求書は担当営業所ごとに作成してください。

なお，請求日当日に発行できない場合は，後日受取りに行っていただくことになりますので御了承ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　　　　称 | 所　　在　　地 | 電　話　番　号 |
| 京都市上下水道局お客さま窓口サービスコーナー | 南区東九条東山王町１２（竹田街道八条下ル東側）京都市上下水道局　本館１階 | 672-7770 |

（京都市聚楽保育所の民間移管及び京都市じゅらく児童館の事業委託の申請用）

様式Ｄ

水道料金・下水道使用料納付証明請求書

令和　　　年　　　月　　　日請求

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

（京都市上下水道局総務部　　　　営業所）

請求者　住　所

　　氏　名　　　　　 　　　　　　　　印

京都市聚楽保育所の民間移管及び京都市じゅらく児童館の事業委託の申請に使用するため，下記の水道料金，下水道使用料の納付証明を請求します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 検針区 | 使用者コード | 水栓番号 | 使　用　者　名 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）検針区，使用者コード，水栓番号及び使用者名の欄は，「水道使用水量のお知らせ」に記載されている内容を正確に記入してください。

水道料金・下水道使用料納付証明書

上記の使用者について，水道料金，下水道使用料の未納額はありません。

令和　　　年　　　月　　　日

京都市公営企業管理者上下水道局長　　印